

陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の取扱要領

1. 目 的

この要領は、公共工事により発生する建設発生土の処理の取り扱いについて必要な事項を定め、工事施工の適正化を図ることを目的とする。

2. 土砂搬入年次計画

各設計担当は、企画部工務課より土砂搬入年次計画調査依頼があった時は、次年度の建設発生土予定数量調査表（様式－１）を企画部工務課へ提出すること。

3. 搬入手続

（１）各設計担当者は、建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領（別紙－８）にならって、大阪港湾局長あて建設発生土の受入れについて（依頼）（様式－５）（以下「受入依頼書」という。）を提出し、建設発生土の受入について（承認）（別紙－８）（以下「受入承認書」という。）を受取ることにより、土砂搬入の承認を得ること。

（２）監督職員は、土砂搬入に先立ち次の手続きを行うこと。

ア 仮置き場等の設置により、搬入ルートが変更となる場合は、大阪港湾局長あて建設発生土の受入について（再依頼）（様式－５（２））を提出し、建設発生土（陸上残土）仮置き場設置について（承認・再依頼分）（別紙－９）を受取ることにより、土砂搬入の承認を得ること。

イ 受注者から、土砂搬入（許可証・車両登録依頼書）交付申請書（様式－３）及び土砂搬入車両登録予定一覧表（様式－４）を提出させること。

ウ 土砂搬入通知書並びに土砂搬入許可証発行依頼書（入力シート）（別紙－１）（以下「入力シート」という。）をメールにより夢洲基地に送信し、受信通知書を受けること。

なお、入力シート内に受入承認書の発行番号及び受取場所（大阪港湾局又は夢洲基地）を記入すること。

注：委任状により、受注者に代行させる場合は、夢洲基地での受取りになるので注意すること。（※大阪港湾局での受取りは不可。）

エ 許可証は、土砂搬入許可証受領書（様式－６）を作成し、夢洲基地より土砂搬入登録完了通知書が、メール受信されてきた後、受取場所（大阪港湾局又は夢洲基地）へ土砂搬入登録完了通知書と合わせて提出し、受領すること。ただし、監督職員が受領できない場合は、委任状（様式－６）により、受注者に代行させることができる。

4. 受注者への交付

監督職員は、受注者から許可証及び土砂搬入車両登録依頼書（様式－７）（以下「車両登録依頼書」という。）の請求があった時は、工事工程等を確認し、その必要分だけの、

土砂搬入（許可証・車両登録依頼書）受領書（様式－８）を提出させ、交付し、工事別土砂搬入許可証・車両登録依頼書管理簿（様式－１０）を用いて交付状況等を管理すること。

（注：許可証及び車両登録依頼書は、当該工事のみ有効であり、他の工事との流用・転用・混用はできない。）

5. 土砂搬入車両の許可証への登録

受注者は、監督職員から交付を受けた許可証及び車両登録依頼書により、各搬入車両の初回搬入時に夢洲受付ブースにて登録を受けること。

6. 土砂搬入許可証管理報告書及び工事用残土搬入集計表

監督職員は、現場代理人より土砂搬入許可証管理報告書（様式－９）及び建設発生土搬入集計表（様式－１１）を提出させ、企画部工務課から送付する大阪港湾局発行の資料と照合すること。

7. 土砂搬入変更手続

受注者から、土砂搬入変更申請書（様式－１２）による申請があった場合は、土砂搬入通知書並びに土砂検査搬入許可証発行依頼書 変更用（入力シート）（別紙－２）をメールにより夢洲基地に送信し、受信通知書を受けること。以後は当初手続と同様に行うこと。

8. 許可証及び車両登録依頼書の紛失時の処理

監督職員は、許可証及び車両登録依頼書の紛失の事故が発生した場合は、直ちに夢洲基地に連絡し、使用停止の措置をとること。また、速やかに受注者より紛失届（様式－１３）を提出させ、夢洲基地へ土砂搬入許可証紛失届（様式－２０）を提出すること。

9. 許可証及び車両登録依頼書の返納

受注者は、工事完了又は一時中止により、許可証及び車両登録依頼書の使用が不必要になった場合には、交付を受けた許可証（使用済・未使用）及び車両登録依頼書（未使用）を、土砂搬入完了等報告及び土砂搬入（許可証・車両登録依頼書）返納書（様式－１４）（以下「完了等報告及び返納書」という。）にて速やかに監督職員へ返納すること。

10. 工事完了後の大阪港湾局長への通知

監督職員は、工事が完了して土砂搬入の必要がなくなった場合は、受注者より許可証（使用済・未使用）・車両登録依頼書（未使用）と合わせて完了等報告及び返納書を提出させ、速やかに土砂搬入完了通知書（様式－１５）を夢洲基地へ提出し、土砂受入完了通知書（別紙－３）を受取ること。

なお、大阪港湾局長への通知は、監督職員の指示により、受注者に代行させることが

できる。

11. 搬入土砂の受入基準

- (1) 本市の公共工事等により発生するもので、次の基準に適合するもの
 - ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物に該当しないこと
 - イ 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準に適合すること
 - 「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」・・・(別紙－6)のとおり
- (2) 前項に定める基準に適合することを土質検定試験書等の書面により証するもの
 - 「建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領」・・・(別紙－7)のとおり
- (3) 改良土(軟弱土砂を改良したもの)は、上記2項の基準に適合するとともに、次の基準を満たすものとする。ただし、事前協議を要する。
 - ア 固結して地中障害とならないこと
 - イ 再掘削した改良土が産業廃棄物とならないこと
- (4) 建設発生土の搬入に際し、工事施工区域外で仮置きする場合は、仮置きによる搬入土砂の土壌汚染を防止するとともに、事前協議のうえ、仮置き場の設置について受入依頼書に明記すること。また、工事場所(仮置き場も含む)から夢洲基地までの搬入ルート図を添付すること。

12. 土砂搬入受入時間

- (1) 土砂の搬入時間は、
 - 午前8時 ～ 午前12時
 - 午後1時 ～ 午後5時 とする。
- ただし、日曜日、祝日、年末年始、その他大阪港湾局が設定する日は搬入できない。

13. 夜間搬入手続

- (1) 夜間に搬入する場合は、夜間搬入手続マニュアル(別紙)に従い、受注者より、一週間前の午後3時までに、夜間搬入連絡通知書(入力シート)(様式－17)を用いて、夢洲基地にメールにて送付のうえ、搬入すること。
 - ただし、夢洲基地への連絡時に監督職員へも、メールのCCを用いて同時送信をすること。
- (2) 例外的取扱い
 - ア 通常の手続日以降(搬入日の一週間前以降、当日の午後3時までの間)に夜間搬入がある場合は、夢洲基地に電話連絡をし、受入可能となった場合は、速やかに夜間搬入連絡通知書(入力シート：追加)(様式－18)を用いて、メールで依頼すること。
 - イ 通常の手続後に、搬入車両台数に変更が生じた場合は、速やかに夜間搬入連絡通

知書（入力シート：台数変更）（様式－１９）を用いて、メールで依頼すること。

（３）夜間の搬入時間は、

午後１０時 ～ 翌日午前５時 までとする。

ただし、日曜日、祝日、年末年始、その他大阪港湾局が設定する日は搬入できない。

14. 夢洲基地内の通行条件

（１）夢洲基地内は、時速 20km を厳守し、通路上は駐車をしないこと。

（２）夢洲基地内から、一般道路に出る前には、設置されている洗車プールを必ず利用し、一般道路を土砂等で汚さないよう注意して通行すること。万一、汚した場合は責任を持って処理すること。

（３）夢洲基地内で事故を起こした場合は、速やかに夢洲警備員に報告すること。

（４）本市は、夢洲基地内の通路上で起きた事故については、一切責任を持たない。

（５）その他、夢洲基地での指示事項に従い通行すること。

15. 附 則

（１）本要領は、委託工事並びに直営工事による土砂の搬入についても適用する。

（２）各設計担当者は、設計精算数量及び土砂搬入量を確認し、残土処分費についても十分把握しておくこと。

（３）本要領は、令和３年４月１日より、夢洲基地へ土砂搬入する工事に適用する。

16. 土砂搬入事務手順フロー

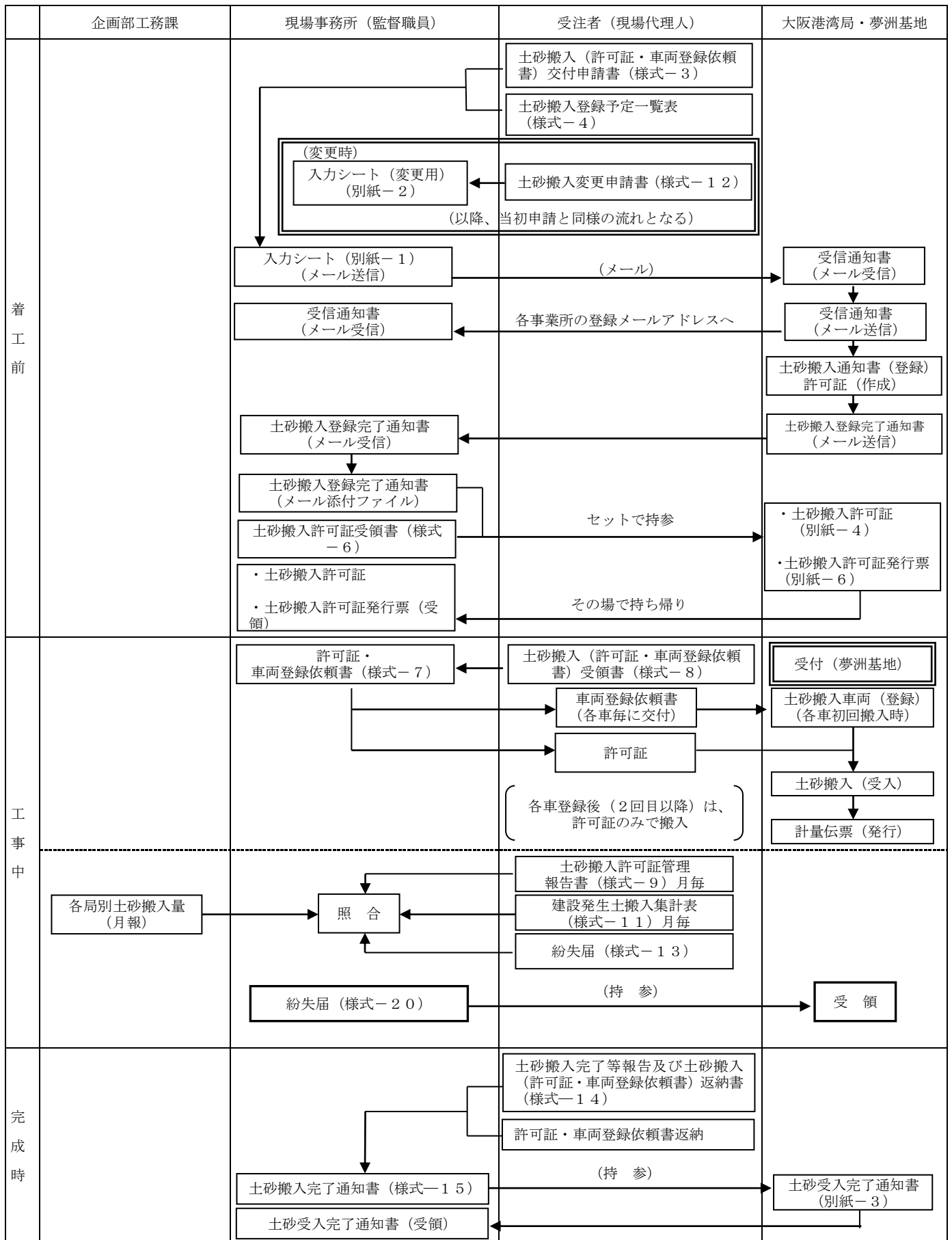
○当初受入依頼

	各設計担当	現場事業所（監督職員）	受注者（現場代理人）	大阪港湾局・夢洲基地	大阪港湾局計画整備部 工務課
発 注 前	受入依頼書 (様式-5)	(持参) 土地履歴等調査書（様式-16）若しくは土質検定試験書及び 搬入ルート図を添付			受入審査
	受入承認書（別紙-9） (受領)				基準適合
		受入承認書（コピー）		受入承認書（コピー）	

○当初受入依頼から搬入方法（仮置き場設置等）を変更する場合

	各設計担当	現場事業所（監督職員）	受注者（現場代理人）	大阪港湾局・夢洲基地	大阪港湾局計画整備部 工務課
着 工 前	受入依頼書 (様式-5 (2))	(持参) 仮置き場の「位置図及び平面図、写真（床面の材質が分かるもの）」及び仮置き場の 「土質検定書」若しくは「土地履歴等調査書」を添付			基準適合
	受入再承認書 (別紙-10) (受領)				受入審査
				受入再承認書 (コピー)	
		「搬入ルートが確定次第、「搬入ルート報告書」を提出します。」にチェックを入れて依頼書を提出した場合			
		搬入ルート報告書 (様式-5 (3))	(持参) 搬入ルート図を添付		受 領

○土砂搬入申請



17. 土砂搬入に伴う大阪港湾局の事務分担及び所在地

業務案内		担 当	夢洲基地	大阪港湾局	住 所
書 類 手 続	建設発生土の受入れについて (様式－５・５(２)・５(３))	－	○		〔夢洲基地〕 所在地：此花区夢洲東１－７ 連絡先については別紙連絡先のとおり 〔大阪港湾局〕 大阪港湾局計画整備部工務課 所在地：住之江区南港北２－１－１０ ＡＴＣビル ＩＴＭ棟１０階 ＴＥＬ ０６－６６１５－７７９５ ※受注者に代行させる場合は不可。
	入力シート（変更含む） (別紙－１・２)	○	－		
	土砂搬入許可証受領書（様式－６）	○	※○		
	土砂搬入車両登録依頼書 (様式－７)	○	－		
	土砂搬入完了通知書 (様式－１５)	○	－		
連 絡 指 導	土砂受付業務上の業者指導	○	－		
	夜間搬入の連絡受付	○	－		

18. 通告書について

(1) 目 的

平成11年度に改正された搬入土砂の受入基準徹底のため、受入側の対策の一環として行うものである。

(2) 内 容

ア 夢洲基地の受付ブース及び直投場において、明らかに受入基準が守られていないと認められるダンプについては、通告書を交付し、注意を促すと共に、悪質なもののについては、持ち帰りを要求する。

イ 3枚複写の通告書の内、1枚（見本－1）は夢洲基地が保管し、残る2枚はダンプ運転手、現場代理人を通じて監督職員に届く。

ウ 監督職員は、業者指導を行うと共に、通告書の1枚（見本－2）を保管し、残る1枚の報告書（見本－3）を企画部工務課に送付する。

エ 夢洲基地は、交付した通告書を企画部工務課にFAXにて送付する。

オ 企画部工務課は、報告内容を確認した後、必要に応じて監督職員に業者指導の強化を要請する。

カ 企画部工務課は、ダンプ運転手、現場代理人から監督職員に通告書が届いていないと思われる場合（夢洲基地からFAXが届いているにもかかわらず、監督職員から報告書が送られてこない場合）は、監督職員に報告する。

※通告書のフローは、別紙のとおり。

通告書(控) No.

局・事業所番号

様

大阪市港湾局
夢洲基地
TEL

- ☐受入基準外の混入物がありましたので受入出来ません。
- ☐受入基準外の混入物がありましたので引き取り処理してください。
- ☐受入基準外の混入物が一部ありましたので改善してください。

許可番号_____

記

日 時	令和 年 月 日 時 分
工 事 番 号	
車 両 番 号	
受 入 基 準 外 の 混 入 物	1) 15cm 以上の自然石 2) 産業廃棄物 〔 コンクリート破片、アスファルト破片 レンガ破片、その他 〕 3) 有害物質（異臭等） 4) その他 〔 〕
通 信 欄	

(見本－２)

通 告 書

No.

局・事業所番号

様

大阪市港湾局
夢 洲 基 地
T E L

- ☐受入基準外の混入物がありましたので受入出来ません。
☐受入基準外の混入物がありましたので引き取り処理してください。
☐受入基準外の混入物が一部ありましたので改善してください。

許可番号_____

記

日 時	令和 年 月 日 時 分
工 事 番 号	
車 両 番 号	
受 入 基 準 外 の 混 入 物	1) 15cm 以上の自然石 2) 産業廃棄物 〔 コンクリート破片、アスファルト破片 〕 〔 レンガ破片、その他 〕 3) 有害物質（異臭等） 4) その他 〔 〕
通 信 欄	

(見本－３)

報 告 書

No.

様

事業所

担当者氏名

印

大阪市港湾局夢洲基地から、次のとおり通告があったので報告します。

- ☐ 受入基準外の混入物がありましたので受入出来ません。
☐ 受入基準外の混入物がありましたので引き取り処理してください。
☐ 受入基準外の混入物が一部ありましたので改善してください。

許可番号_____

記

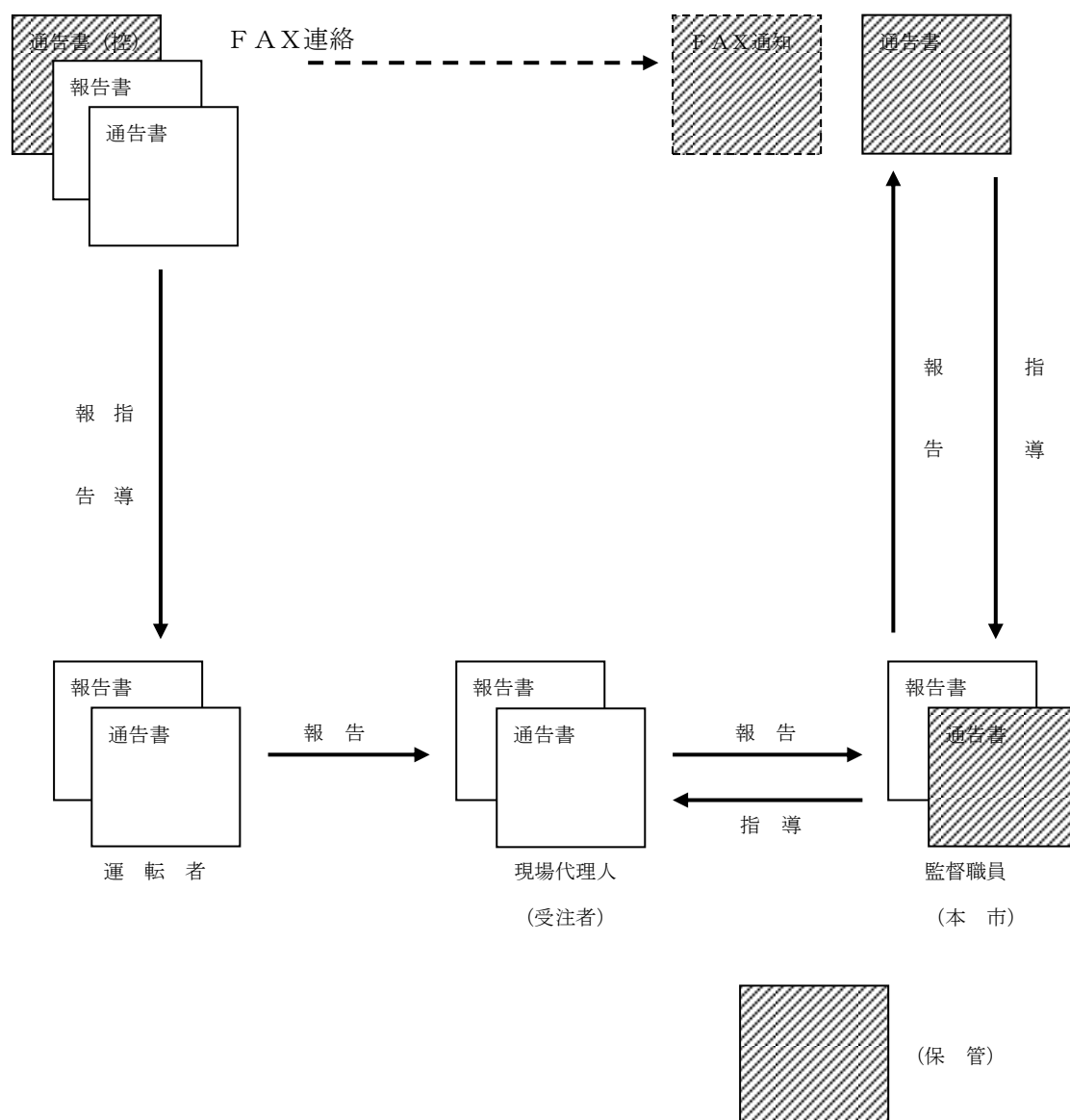
日 時	令和 年 月 日 時 分
工 事 番 号	
車 両 番 号	
受 入 基 準 外 の 混 入 物	1) 15cm 以上の自然石 2) 産業廃棄物 〔 コンクリート破片、アスファルト破片 〕 〔 レンガ破片、その他 〕 3) 有害物質（異臭等） 4) その他 〔 〕
通 信 欄	

(別 図)

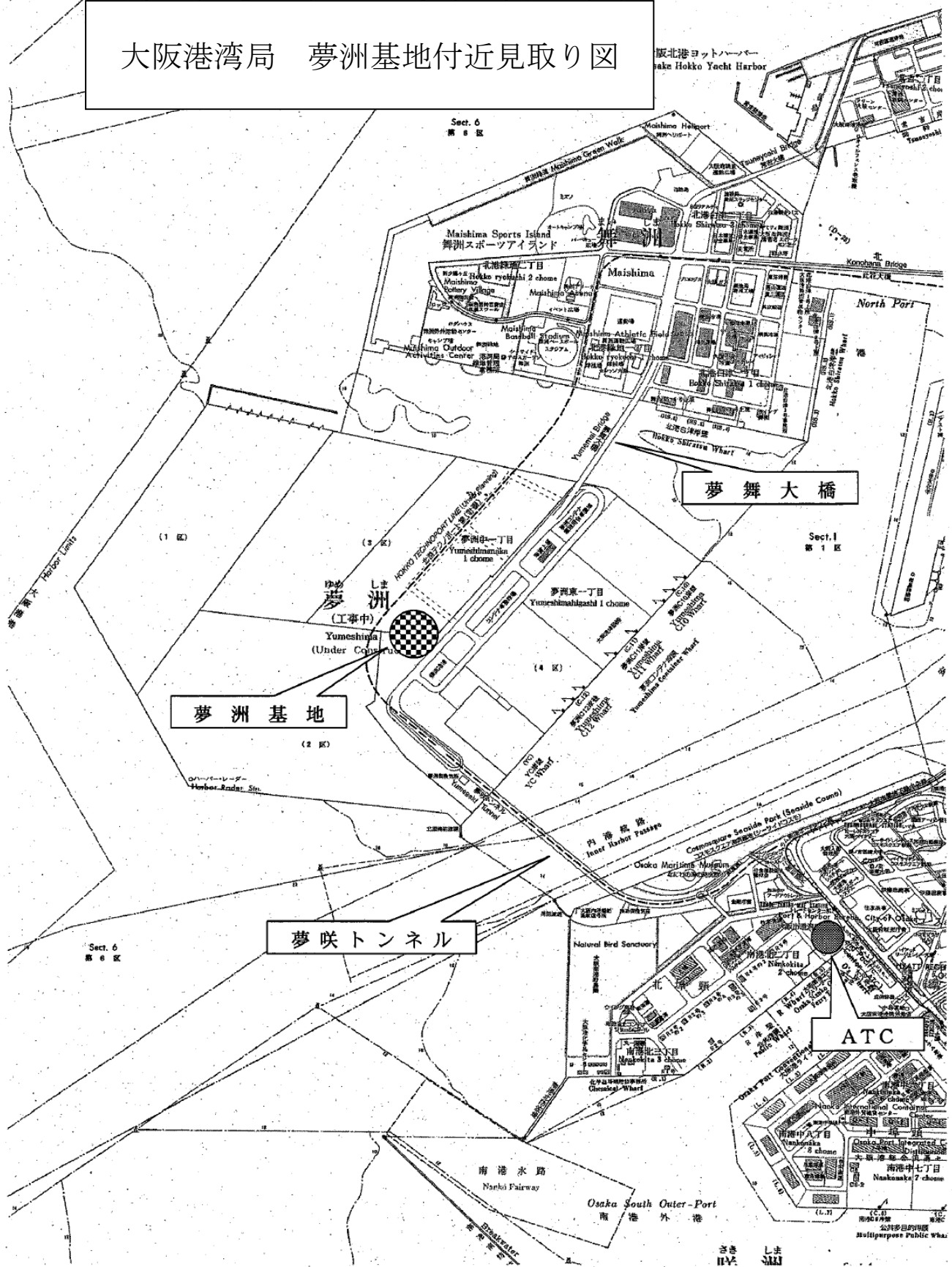
○通告書のフロー

大阪港湾局（夢洲基地）

企画部工務課



大阪港湾局 夢洲基地付近見取り図



夢洲基地図

夢洲事務所

